

○千歳市都市計画法施行細則

平成14年4月1日
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行について、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(伐除の許可の申請)

第2条 法第26条第1項の規定による伐除の許可を受けようとする者は、伐除許可申請書(第1号様式)に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 伐除を行おうとする土地の所有者又は占有者が伐除について同意しない場合は、その事情を記載した書面
- (2) 位置図
- (3) 計画平面図

(調査等のための立入りに係る身分証明書)

第3条 法第27条第1項及び第2項の身分を示す証明書は、第2号様式によるものとする。

(設計説明書)

第4条 省令第16条第2項の設計説明書は、第3号様式によるものとする。

(開発許可の申請書の添付図書)

第5条 法第30条第2項の協議の経過を示す書面は、第4号様式によるものとする。

第6条 省令第17条第1項第3号の同意を得たことを証する書類は、第5号様式によるものとする。

第7条 法第30条第1項の開発許可の申請には、同条第2項に定めるもののほか、次に掲げる図書(主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為のうち、その規模が1ヘクタール未満のものにあつては第3号から第6号までに掲げるものを、その規模が1ヘクタール以上のものにあつては第4号から第6号までに掲げるものを、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為のうち、その規模が1ヘクタール未満のものにあつては第3号から第6号までに掲げるものを、その規模が1ヘクタール以上のものにあつては第4号に掲げるものを、これらの開発行為以外の開発行為のうち、その規模が1ヘクタール未満のものにあつては第3号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

- (1) 当該開発行為に係る土地及び工作物の登記簿謄本
- (2) 当該開発区域及びその隣接区域の地番を明示した公図の写し
- (3) 設計者の資格に関する申告書(第6号様式)
- (4) 宅地利用計画書(第7号様式)
- (5) 当該開発許可を申請する者の資力及び信用に関する次に掲げる書類
 - ア 住民票(法人にあつては、登記簿謄本)
 - イ 所得税に関する納税証明書(法人にあつては、法人税及び法人事業税に関する納税証明書)
 - ウ 固定資産の価格の証明書(法人にあつては、財務諸表)
 - エ 預金残高証明書(銀行その他から融資を受ける場合にあつては、預金残高証明書及び都市計画法による開発行為に係る融資証明書(第8号様式))

- オ 土地所有者との売買契約書の写し
- カ 工種別工事費内訳書（第 9 号様式）
- キ 事業経歴書
- (6) 当該開発行為の工事施行者の能力に関する次に掲げる書類
 - ア 法人の登記簿謄本
 - イ 工事経歴書
 - ウ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の許可を受けていることを証する書面

(7) 当該開発行為の設計に関する次の表に掲げる図面

図面の種類	明 示 す べ き 事 項	縮 尺
地番図（求積図）	地番及び土地所有者、求積方法等	1000分の 1 以上
道路定規図	道路の幅員別の定規図	50分の 1 以上
道路縦断面図	距離、地盤高、計画高、切盛の高さ、こう配及び道路排水計画高	縦 200分の 1 以上 横1000分の 1 以上
下水道縦断面図	距離、地盤高、切盛の高さ並びに排水施設の位置、内のり寸法、こう配及び計画高	縦 200分の 1 以上 横1000分の 1 以上
工作物の詳細図	工作物の種類、形状及び寸法（流末施設にあっては種類、寸法及び水位高）	50分の 1 以上
予定建築物、工作物の立面及び平面図	方位、縮尺、凡例、間取、各階の用途、床面積、建築面積、建ぺい率等の計算式	100分の 1 以上

- (8) 当該開発行為の設計に関する計算書で市長が別に定めるもの
- (9) その他市長が必要と認める図書

（既存の権利者の届出）

第 8 条 法第 3 4 条第 9 号（法第 3 5 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、既存の権利者の届出書（第 1 0 号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の許可の申請書及び変更の届出）

第 9 条 法第 3 5 条の 2 第 2 項の申請書は、別記第 1 1 号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第 2 8 条の 3 に定めるもののほか、第 7 条各号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 法第 3 5 条の 2 第 3 項の届出をしようとする者は、変更届（第 1 2 号様式）に当該変更に係る図書を添付して市長に提出しなければならない。

（工事着手届）

第 1 0 条 法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可標識の掲示）

第 1 1 条 法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、当該開発区域内の見やすい場所に、当該開発行為に関する工事完了の公告の日まで、開発許可済標識（第 1 4 号様式）を掲示しておかなければならない。

（工事完了の公告）

第 1 2 条 法第 3 6 条第 3 項の規定による工事完了の公告は、千歳市公告式条例（昭和 2 5 年千歳市条例第 1 0 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の申請）

第13条 法第37条第1号の規定により建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする者（当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設する者を除く。）は、建築承認申請書（第15号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書及び必要に応じて根拠となる資料
- (2) 工程表
- (3) 現況写真
- (4) 開発許可証の写し
- (5) 位置図
- (6) 土地利用計画図
- (7) 予定建築物等の各階平面図及び立面図
- (8) その他市長が必要と認める図書

（開発行為の廃止）

第14条 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出をしようとする者は、省令第32条の届出書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 廃止理由書
- (2) 廃止時の工事の状況説明書及び工事の状況図
- (3) 公共施設の機能の回復及び防災等の措置を記載した図書及び写真

（市街化調整区域内等の土地における建築物の特例許可の申請）

第15条 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者は、市街化調整区域内等の土地における建築物の特例許可申請書（第16号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第34条第2項に定める図面
- (2) 位置図
- (3) 予定建築物等の各階平面図及び立面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

（予定建築物等以外の建築等許可の申請）

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第17号様式）に前条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（建築物等の新築等の許可の申請）

第17条 法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第34条第1項の申請書に同条第2項に規定する図面のほか、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 当該建築等に係る土地及び工作物の登記簿謄本
- (2) 排水施設が政令第36条に該当することが確認できる図書
- (3) 位置図
- (4) 地番図
- (5) 予定建築物等の各階平面図及び立面図
- (6) その他市長が必要と認める図書

（許可に基づく地位の承継の届出）

第18条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、遅滞なく開発許可

等に基づく地位の承継届出書（第 18 号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可に基づく地位の承継承認の申請）

第 19 条 法第 45 条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位の承継承認申請書（第 19 号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第 16 条第 5 項に規定する資金計画書
- (2) 第 7 条第 5 号の申請する者の資力及び信用に関する書類
- (3) 開発許可証の写し
- (4) 土地の所有権、工事施工に関する権原等を取得したことを証する書類
- (5) 位置図
- (6) 地番図
- (7) 土地利用計画図
- (8) その他市長が必要と認める図書

（開発登録簿等）

第 20 条 省令第 36 条の開発登録簿の調書は、第 20 号様式によるものとする。

2 法第 47 条第 5 項に規定する開発登録簿の写しの交付の請求をしようとする者は、開発登録簿写し交付請求書（第 21 号様式）を市長に提出しなければならない。

（市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可の申請）

第 21 条 法第 52 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、市街地開発事業等予定区域内建築等許可申請書（第 22 号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 位置図
- (3) 計画平面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可の申請）

第 22 条 法第 57 条の 3 第 1 項において準用する法第 52 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、施行予定者が定められている都市計画施設区域等内建築等許可申請（第 23 号様式）に前条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（事業地内における建築等の許可の申請）

第 23 条 法第 65 条第 1 項の許可を受けようとする者は、事業地内建築等許可申請書（第 24 号様式）に第 21 条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付の請求）

第 24 条 省令第 60 条の規定による証明書等の交付の請求をしようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書等交付請求書（第 25 号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 地番図
- (2) 当該開発行為等に係る土地及び工作物の登記簿謄本
- (3) 位置図
- (4) 現況図
- (5) 土地利用計画図
- (6) 予定建築物等の平面図及び立面図
- (7) その他市長が必要と認める図書

(命令の公示に係る標識)

第 2 5 条 法第 8 1 条第 3 項の標識は、第 2 6 号様式によるものとする。

(監督処分のための立入りに係る身分証明書)

第 2 6 条 法第 8 2 条第 2 項の身分を示す証明書は、第 2 7 号様式によるものとする。

(書類の提出部数)

第 2 7 条 法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する書類は、北海道知事に提出する場合を除き、次に掲げるものにあつては正本 1 部とし、その他のものにあつては正本 1 部及び副本 1 部とする。

- (1) 既存の権利者の届出書
- (2) 変更届出書
- (3) 工事着手届
- (4) 工事完了届
- (5) 公共施設工事完了届
- (6) 開発行為廃止届
- (7) 開発許可に基づく地位の承継の届出
- (8) 開発登録簿の写しの交付申請

附 則

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。